

# 仕 様 書

- 1 委託名 学校教育施設消防・防火設備保守点検業務委託
- 2 委託の期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 業務内容  
各法令に基づき消防用設備等保守点検及び防火設備点検を実施する。詳細については後述のとおり。

## 4 消防用設備等保守点検

- (1) 委託対象施設 小中学校17校及び南相馬市学校給食センター
- (2) 維持等の基準

消防法第17条の定めにより、消防設備について定期点検若しくは随時点検を行い、設備機能を常に万全な状態に維持するとともに、点検結果について報告書を作成し、消防署長へ報告するものとする。

### (3) 保守の要領

定期保守点検は定期巡回方式とし、下記のとおり行うものとするが、設置者より異常発生等による要請があった場合は随時点検を行うものとする。その際の点検料及び出張料は受託者負担とする。

点検区分	点 検 実 施 の 回 数	
	消 防 用 設 備	消 火 器
機 器 点 検	7月～8月中に1回	同 左
総 合 点 検	年度末（2月）に1回	同 左

### (4) 点検実施日の予告

受託者（以下「乙」という。）は、点検実施日を予め委任者（以下「甲」という。）に連絡するものとする。

### (5) 設置者への助言

乙は、保守点検等の際に判明した故障原因等設置者の管理上必要と認める事項について、その度助言と指導を行うものとする。

### (6) 点検消防設備

保守点検すべき主な設備は別紙の仕様書（消防設備一覧表）のとおりとする。

消火器については下記について点検を行うものとする。

委託箇所及び点検本数

施設名	本数	施設名	本数	施設名	本数
原町第一小学校	35	原町第二小学校	42	原町第三小学校	39
高平小学校	27	大甕小学校	32	太田小学校	20
石神第一小学校	24	石神第二小学校	41	鹿島小学校	35
上真野小学校	25	小高小学校	55	原町第一中学校	54
原町第二中学校	44	原町第三中学校	40	石神中学校	39
鹿島中学校	45	小高中学校	66	学校給食センター	15
				合 計	678

### (7) 点検の期間

消防法施行規則第31条の6の規定による点検を実施するものとする。

### (8) 保守の内容

保守点検の内容は次のとおりとする。

- ①破損、変形の有無、その他外観的事項の点検
- ②作動試験、性能試験、その他総合的事項の点検
- ③障害の原因調査及び修復

### (9) 故障の修理

乙は、消防用設備に異常が発生し甲から依頼のあった場合、遅滞なく修繕を行い、正常な機能への復旧に務めるものとする。また、その際に要した費用（修繕費、消化液の補充代等）については、別途甲へ請求するものとする。なお、原因の調査にかかる経費は委託費に含めるものとする。

### (10) 損害賠償責任

乙は業務中、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、直接、甲又は第三者に対し損害賠償の責任を負うものとする。

(11) 損害賠償の額

損害賠償の限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。なお、限度額を超える部分については、法令又は社会通念に照らし、相互協議の上定めるものとする。

(12) 損害賠償の請求

甲又は第三者の損害賠償の請求は、その損害を知った日から7日以内に書面をもって乙に通告するものとする。甲又は第三者が前記通告を怠ったときは、乙は甲又は第三者に対する損害賠償又は補償の責は免れる。

(13) 報告書、その他

- ①乙は点検日程表を担当者まで提出し、業務実施に際しては各施設管理者と連絡協議の上実施すること。
- ②点検結果の報告は、消防用設備等点検結果報告書に消防用設備の種類に応じ別に告示で定める点検票を添付して甲に2部提出（機器点検）すること。また、年度末では消防署長宛の報告書を各施設正・副2部ほか各施設保存分の1部、計3部を甲に提出（総合点検）すること。また、消防署への報告代行も行うこと。
- ③各施設の消火器の形状等を記載した一覧表を点検報告書に添えて提出すること。
- ④報告書の提出については、各々の施設の報告書に防火管理者の記名をした書類をファイルに綴り提出すること。
- ⑤ガス漏れ警報器の点検結果については任意様式で報告書を作成すること。
- ⑥（3）の点検毎に、消防設備の点検結果の不良（不具合）個所と不良内容の詳細を記載した一覧表と修繕見積書を提出すること。

5 防火設備点検

(1) 委託対象施設 小中学校17校

(2) 点検の基準

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく上記市有施設に係る防火設備の定期検査及び報告に関し、関係法令に従い、検査及び報告書を作成するものとする。

(3) 業務内容等

- ①防火設備の作動状態の確認
- ②防火設備の設置の状態、各部分の劣化・損傷の確認
- ③駆動装置部分の確認及び連動する煙感知器熱煙複合式感知器、熱感知器の作動検査
- ④点検結果について報告書を作成する

(4) 検査対象設備

点検すべき設備は別紙の仕様書（防火設備一覧表）のとおりとする。

(5) 報告書、その他

- ①乙は点検日程表を担当者まで提出し、業務実施に際しては各施設管理者と連絡協議の上実施すること。
- ②点検結果の報告は、国土交通省告示第723号で定める検査項目と検査方法に従い、建築基準法施行規則第36号様式を委託者に2部提出すること。また、福島県への報告代行も行うこと。
- ③報告書は令和8年9月30日まで提出すること。
- ④報告書の提出については、各々の施設の報告書に防火管理者の記名をした書類をファイルに綴り提出すること。
- ⑤点検時に、防火設備の点検結果の不良（不具合）個所と不良内容の詳細を記載した一覧表と修繕見積書を提出すること。

6 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

7 協議

この仕様書に定められていない事項については、両者協議の上決定することとする。

消防仕様書(設備一覧表)

項目	原一小	原二小	原三小	高平小	大妻小	太田小	石一小	石二小	鹿島小	上真野小	小高小	原一中	原二中	原三中	石神中	鹿島中	小高中	給食センター	計
機器名並びに装置内容	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量									
1. 自動火災報知設備																			
P型1級受信機	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	23
P型1級総合盤	21	15	16	11	8	8	12	17	12	8	15	23	18	14	16	19	16	3	252
P型2級受信機																			0
P型2級総合盤																			0
差動式スポット型	70	114	76	70	72	61	74	97	95	58	112	105	149	93	124	84	114	12	1,580
定温式スポット型	36	45	25	11	14	21	12	17	4	6	16	19	7	32	9	27	20	34	355
差動式分布型感知器	6	4	4	4	6	4	5	10	12	5	7	7	4	6	6	4	6		100
煙式感知器	7	8	11	3	7	3	4	4	6	7	12	14	23	12	10	25	11	2	169
消火栓起動装置	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1		19
常用電源	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	22
予備電源	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	22
																			0
2. 消火器具																			0
消火器 外観点検	26	35	39	27	32	20	24	41	35	25	54	55	44	32	39	45	66	15	654
パッケージ型消火器																			0
3. 屋内消火栓設備																			0
加圧送水装置	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1		19
呼水装置	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1		19
操作盤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1		19
消火栓箱	21	15	16	11	8	8	12	17	12	8	15	23	18	14	15	19	14		246
起動用スイッチ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1		19
表示盤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1		19
表示灯	21	15	16	11	8	8	12	17	12	8	15	23	18	14	15	19	14		246
放水試験	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1		19
																			0
4. 自家発電設備																			0
始動用電源装置																			0
燃料、水タンク、配管																			0
作動試験																			0
絶縁測定																			0
4. 誘導灯及び誘導標識																			0
誘導灯 標識	60	43	58		29	17	17	38	33	16	71	83		26	29	44	44	5	613
誘導灯 非常照明設備器具	5	6	7	7	8	7	7	6	9	8	6	16	32	20	12	8	5		169
																			0
5. 二酸化炭素消火設備																			0
二酸化炭素消火ポンプ																			0
容器弁開放器(ガス圧式)																			0
起動用操作盤																			0
																			0
5. 防火、防排煙設備																			0
連動制御盤	1	1	1	2	1	1	5	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1		23
感知器	36	9	16	10	9	8	7	18	9	23	21	44	13	12	8	14	14		271
リミットスイッチ	32	9	16	7	9	7	7	9	9	12	18	26	21	6	8	13	13		222
防火扉	18	9	16	6	9	6	6	9	9	12	18	26	6	6	8	13	1		178
防火シャッター	14			1		1	1						15				12		44
																			0
6. 非常放送設備																			0
アンプ	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1		14
スピーカー	12	12	12	12	12	12	12	12				12	12	12	12	12	69		225
																			0
7. 避難器具																			0
避難梯子	2					2						1							5
救助袋																2			2
																			0
8. 非常電源専用受電設備																			0
過電流継電器	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		17
地絡継電器	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		17
																			0
9. ガス漏れ警報器																			0
連動型	8	15									12		20	14					69
単独型	3		8	13	1	4	11	7	6	2		16			18	7	10	3	109
計	415	371	350	219	246	211	241	333	276	211	405	509	424	337	343	369	443	77	5,780

## 防火設備点検 検査対象設備一覧

No	学校名	連動制御盤	煙感知器	熱感知器	ブザー	手動開閉装置	シャッター	防火戸(S)	防火戸(W)	合計
1	原一小	複合盤	36	-	-	14	14	18	-	82
2	原二小	複合盤	9	-	-	-	-	-	9	18
3	原三小	複合盤	16	-	-	-	-	16	-	32
4	高平小	単独3L×1、IL×1	10	-	-	1	1	6	-	18
5	大甕小	複合盤	9	-	-	-	-	1	8	18
6	太田小	複合盤	8	-	-	-	1	-	6	15
7	石一小	複合盤×1、単独IL×4	6	1	-	-	1	6	-	14
8	石二小	複合盤	18	-	-	-	-	9	-	27
9	鹿島小	複合盤	9	-	-	-	-	9	-	18
10	上真野小	複合盤	23	-	-	-	-	12	-	35
11	小高小	複合盤	21	-	-	-	-	12	6	39
	小学校計		165	1	0	15	17	89	29	316
12	原一中	複合盤	36	-	-	-	-	22	-	58
13	原二中	複合盤	12	-	-	15	15	2	4	48
14	原三中	複合盤	14	-	-	-	-	2	4	20
15	石神中	複合盤	8	-	-	-	-	8	-	16
16	鹿島中	複合盤	14	-	-	-	-	7	6	27
17	小高中	複合盤×1、単独IL×13	14	-	13	12	12	-	1	52
	中学校計		98	0	13	27	27	41	15	221
	合計		263	1	13	42	44	130	44	537